市道路線の認定に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第8条第1項の規定に基づき次のとおり市道路線を認定する。その関係図面は、建設部道路管理課において告示の日より1ヶ月間一般の縦覧に供する。

記

路	線	名	起	点	終	点	重経	要過	な 地	幅 員 (m)	延 長 (m)
南		平	末広三丁	目	末広三丁	Ī				5.0	53.2
第28	35-1-	号線		814番47地先		814番53地先				5.0	ეე.2

令和 7 年 10 月 1 日

市道路線の区域決定に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき次のとおり市道路線の区域を決定する。その関係図面は、建設部道路管理課において告示の日より1ヶ月間一般の縦覧に供する。

記

	路	線	名	起	点	終	点	重経	要過	な 地	幅 員 (m)	延 長 (m)
=	有		平	末広三丁	.	末広三丁					5.0	53.2
角	育 28	35-1	号 線		814番47地先		814番53地先				5.0	93.4

令和 7 年 10 月 1 日

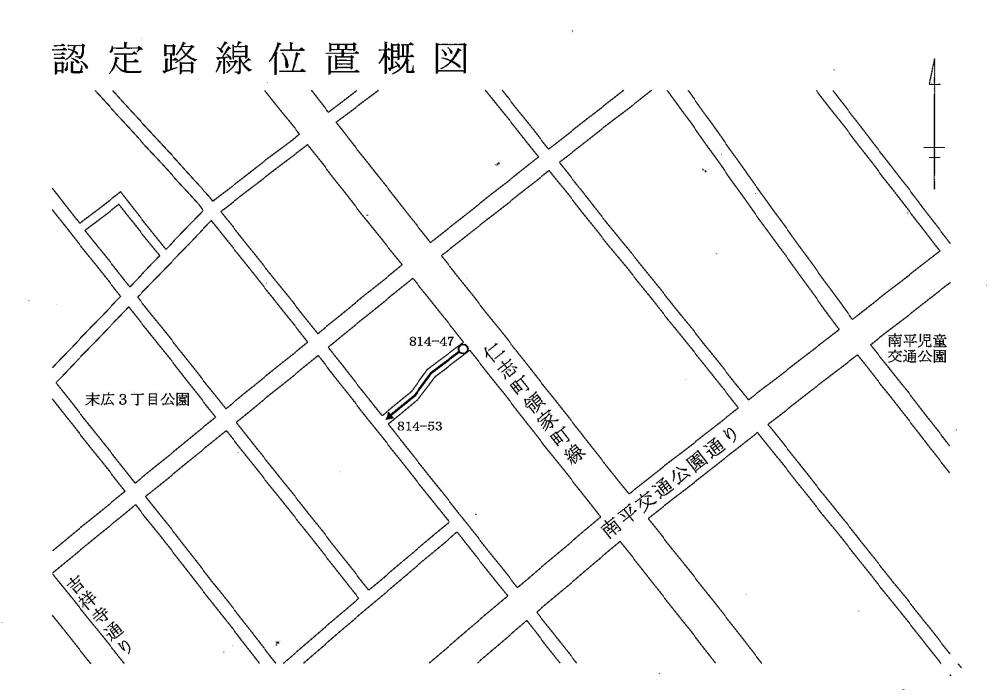
市道路線の供用開始に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき次のとおり市道路線の供用を開始する。その関係図面は、建設部道路管理課において告示の日より1ヶ月間一般の縦覧に供する。

記

路	線	名	起	点	終	点	重経	要過	な 地	幅 員 (m)	延 長 (m)
南		平	末広三丁		末広三丁					5.0	53.2
第28	第285-1号線			814番47地先		814番53地先				5.0	əə.∠

令和 7 年 10 月 1 日



市道路線の廃止に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第10条第1項の規定に基づき次のとおり市道路線を廃止する。その関係図面は、建設部道路管理課において告示の日より1ヶ月間一般の縦覧に供する。

記

路	線	名	起	点	終	点	重経	要過	な 地	幅 員 (m)	延 長 (m)
鳩	ケ	谷	大字辻字永	堀	大字辻字永	:堀				1.8	25.9
第9	第9030号線		8	73番1地先	874番2地先					1.0	40.9

令和 7 年 10 月 1 日

